令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会 議事録

- ■日時 令和元年11月29日(金)午後3時43分~午後4時48分
- ■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池邊委員、小堀委員、袖野委員、高橋委員、寺島委員、平林委員、宮越委員、宗方委員、森川委員

■議事内容

1 答申

- (1)「(仮称) 今井土地区画整理事業」環境影響評価調査計画書
- ⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染、騒音・振動及び 地盤の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答 申文を、全会一致で知事へ答申。
- (2)「(仮称)中野四丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書
- ⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、景観の項目に係る指摘事項 に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ 答申。
- (3)「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目〜栄町四丁目間) 建設事業 環境影響評価書案
- ⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに騒音・振動及び景観に係る指摘事項について留意するべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 諮問

「(仮称) 西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

	区	分	対 象 事 業 名 称	受理年月日
1	環境影響	響評価書案	• (仮称) 西日暮里駅前地区第一種市街地再 開発事業	令和元年11月14日
2	環 境 影	響評価書	・(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、 3街区、4街区開発事業	令和元年10月17日
3	変	更届	・白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発 事業	令和元年 10 月 21 日
			東武伊勢崎線(竹ノ塚駅付近)連続立体交差事業	令和元年 10 月 25 日
			・(仮称)赤坂二丁目プロジェクト	令和元年10月2日
4	着 工 届(事後調査計画書)		・多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根 幹線 (多摩市聖ケ丘五丁目〜南野三丁目間) 建設事業	令和元年11月8日

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会 速 記 録

> 令和元年 11 月 29 日 (金) 都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

(午後3時43分開会)

○森本アセスメント担当課長 お疲れさまです。お待たせして申し訳ございません。それでは、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、そしてまたお寒い中御出席を賜り、誠にありがとうございます。 事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 11 名の御出席をいただいており まして、定足数を満たしてございます。

本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくお願いいたします。

○柳会長 わかりました。それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおりますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から傍聴人の数を30名程度といたします。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

それでは、ただいまから令和元年度東京都環境影響評価審議会第9回総会を開催します。 それでは、本日の会議は、次第にありますように、答申3件、諮問1件、受理報告を受けることといたします。

まず初めに、「(仮称) 今井土地区画整理事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議 を行います。

この案件につきましては第一部会で審議していただきましたので、その結果について齋藤 第一部会長から報告を受けることといたします。それでは、よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部会長 それでは、報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文につきまして、事務局から朗読をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、朗読いたします。

令和元年 11 月 29 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

「(仮称) 今井土地区画整理事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

4ページをお願いいたします。

「(仮称) 今井土地区画整理事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和元年9年13日に「(仮称) 今井土地区画整理事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長等の意見等を勘案して、その内容について検討した。 その審議経過は付表のとおりである。

付表は5ページにございます。こちらは、諮問、項目選定及び項目別審議、総括審議、答申という形になってございます。

4ページにお戻りください。

第2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺の交通量は、物流施設からの発生集中交通量の影響を受けるとしていることから、予測・評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を環境影響評価書案において詳細に記載すること。

【地盤】

本事業では、地下水の揚水は行わず、切土削深度も G. L. -10m 以浅のため地下水脈の切断は生じないとしているが、矢端川が近接する計画地北側は高低差があることから、施工方法の詳細や計画地の地下水位を示した上で、環境影響評価項目として選定しない理由を明らかにすること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査 等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対 応すること。

以上でございます。

○齋藤第一部会長 それでは、審議の経過について報告いたします。

本調査計画書は、令和元年9月13日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。 本事業は、青梅市今井二丁目の一部及び四丁目の一部において、流通業務施設用地、公園、 緑地、都市計画道路等の整備を行うものであり、対象事業の種類は土地区画整理事業でございます。

次に、答申案の内容について御説明します。

まず、大気汚染、騒音・振動共通の意見ですが、計画地周辺の交通量は、物流施設からの 発生集中交通量の影響を受けるとしていることから、将来交通量の算定を適切に実施し、そ の過程を評価書案において詳細に記載するよう求めるものでございます。

次に、地盤の意見ですが、矢端川が近接する計画地北側は高低差があることから、施工方法の詳細や計画地の地下水位を示した上で、評価項目として選定しない理由を明らかにすることを求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民からの意見はありませんでしたが、周知地域市長である青梅市長及び近隣県市長である入間市長から意見が提出されております。本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思

いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、委員の皆様、タブレットの同期をお願いいたします。読み上げます。

31 東環審第 38 号 令和元年 11 月 29 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会 会長 柳 憲一郎

「(仮称) 今井土地区画整理事業」に係る環境影響評価調査計画書について(答申)

令和元年 9 月 13 日付 31 環総政第 452 号(諮問第 503 号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほどの答申案と変わりはございません。 以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。

次に、「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第二部会で審議していただきましたので、その結果について坂本 第二部会長から報告を受けることといたします。よろしくお願いいたします。

○坂本第二部会長 それでは、資料2をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。読み上げます。

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会 第二部会長 坂 本 慎 一

「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業 | 環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

7ページをお願いいたします。

「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和元年9月26日に「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については8ページにございますので、こちらをご覧いただければと存じます。 7ページにお戻りください。

第2 審議結果

【景観】

計画地近傍には中野四季の森公園が存在し、人の滞留が考えられることから、必要に応じて圧迫感の調査地点の追加をするとともに、その変化の程度について予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等 が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応 すること。

以上でございます。

○坂本第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、令和元年9月26日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。 本事業は、中野区中野四丁目に位置する約1.3haの事業区域において、住宅、事務所、店 舗等を新築するものであり、対象事業の種類は高層建築物の新築でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

景観の意見ですが、計画地近傍の中野四季の森公園には、人の滞留が考えられることから、 必要に応じて圧迫感の調査地点を追加し、その変化の程度について予測・評価することを求 めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民から3件の意見書の提出がありました。また、周知地域区長である中野区長及び杉並区長から意見が提出されております。本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申と したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。 答申書を読み上げてください。 ○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、委員の皆様、タブレットの同期をお願いいたします。読み上げます。

31 東環審第 39 号 令和元年 11 月 29 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会 会長 柳 憲一郎

「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について(答申)

令和元年 9 月 26 日付 31 環総政第 464 号 (諮問第 504 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほどの答申案と同じでございます。 以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。

次に、「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目~栄町四丁目間)建設事業 環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第二部会で審議していただきましたので、その結果について坂本 第二部会長から報告を受けることといたします。よろしくお願いいたします。

- ○坂本第二部会長 それでは、資料3をご覧いただきたいと思います。 初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。
- ○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、読み上げます。

令和元年11月29日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会 第二部会長 坂 本 慎 一

「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目~栄町四丁目間) 建設事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

10ページをお願いいたします。

「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目~栄町四丁目間) 建設事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成31年3月28日に「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目~栄町四丁目間)建設事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については 11 ページにございますので、こちらをご覧いただければと存じます。 10 ページにお戻りください。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものと なるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは、評価の指標とした環境基準を満足す

るとしているが、現況を大きく上回り、その影響も懸念されていることから、環境 保全のための措置の内容について詳細を記載するとともに、地域住民に対して十分 な説明を行うこと。

【景観】

計画道路による景観への影響を長期的に低減させるため、より一層の環境保全のための措置を検討し、周辺の公共施設とも連携しながら、地域景観に十分に考慮された緑を創出するとともに、適切に維持管理すること。

以上でございます。

○坂本第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成31年3月28日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。 それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたよう な答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして都民から 970 件の意見書の提出がありました。また、関係市長である立川市長及び国立市長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、4名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、立川市羽衣町二丁目地内を起点とし、同市栄町四丁目地内を終点とする延長約 1.7km の区間において、平面構造で往復 4 車線の道路を整備するものであり、対象事業の種類は道路の新設でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、騒音・振動の意見ですが、自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは現況を大きく 上回り、影響も懸念されていることから、環境保全のための措置の内容について詳細を記載 するとともに、地域住民に対して十分な説明を行うことを求めるものでございます。 次に、景観の意見ですが、計画道路による景観への影響を長期的に低減させるため、より 一層の環境保全のための措置を検討し、周辺の公共施設とも連携しながら、地域景観に十分 配慮された緑を創出するとともに、適切に維持管理することを求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等ございますでしょうか。

○平林委員 住民からの意見が多く出たということなのですけれども、手元の資料には特に その概要などは載っていないのですが、具体的にはどのような意見が出されたのでしょうか。○森本アセスメント担当課長 少々お待ちください。

(見解書配付)

大変お待たせしました。見解書を今配付させていただきましたが、こちらの紫色の冊子の、概要としましては、12ページから第4章ということで「評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要」というところにあるのですけれども、最初のところ、12ページ、4.1のところで、都民の意見の概要というところで、4.1.1の「環境全般」から表に整理してございます。

基本的には、環境全般というところについては、こちらの道路が幅員 28m の道路ということであるのですけれども、こうした道路がなぜ必要なのかといったような、事業計画そのものに係るような意見が主にございます。12 ページから 15 ページまでにかけてというところなのですが、こちらにかけては、コミュニティの分断だとか、そうしたことについての御懸念の御意見等がほかにもございました。

それから、項目としましては大気汚染に関する意見ということで、16ページにございますとおりなのですが、PM2.5 が調査項目に入っていないということについての御意見、それから、住んでいる住民の立場に立って、生活環境への影響を、やはり PM2.5 が入っていないということについて検証すべきだといった御意見をいただいてございます。

騒音については17ページにございまして、こちらのところなのですけれども、騒音の基準等との絡みから、非常に騒音についての懸念を示される意見が、こちらの記載のとおりいただいてございます。

あとは、18ページに大気、騒音・振動と、共通するようなところの意見なのですけれども、 そのほかのものとしましては、やはり事業計画に絡むところの意見としまして、これだけ高 額の200億もの税金をかけるようだということだけれども、不要不急な計画ではないかとい った、こうした、項目としては大気、騒音に関する意見、それから事業計画そのものにとい うところが主な意見としていただいたものでございます。

- ○平林委員 ありがとうございました。
- ○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかに御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと 思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、委員の皆様、タブレットの同期をお願いいたします。読み上げます。

31 東環審第 40 号 令和元年 11 月 29 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会 会長 柳 憲一郎

「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目~栄町四丁目間)」建設事業に係る環境影響評価書案について(答申)

平成 31 年 3 月 28 日付 30 環総政第 778 号 (諮問第 493 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほどの答申案と変わりはございません。 以上でございます。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。 次に、諮問に入ります。

諮問案件について、事務局から提案してください。

○宮田アセスメント担当課長 次に、諮問案件に移ります。資料 4、諮問文がございます。 朗読いたします。

> 31 環総政第 629 号 東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和元年 11 月 29 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第505号 「(仮称) 西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

以上でございます。

○柳会長 「(仮称) 西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案につきましては第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本件につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。恐れ入りますが、事業者の方は席の移動をお願いいたします。

それでは、「(仮称) 西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案につきまして、概要の説明をお願いいたします。着座のままで結構ですので、よろしくお願いいたします。

○事業者 それでは、事業の概要を説明させていただきます。

まずは、こちらの冊子をご覧いただければと思います。

9 ページをご覧いただければと思います。事業の目的ですとか、位置ですとか状況の部分でございますけれども、10 ページに地図が載っております。中心に赤く囲まれた部分ですけれども、こちらが市街地再開発事業の区域でございます。区域の面積といたしましては 2.3ha

ございます。こちらが西日暮里の駅前ということで、上が北で下が南ではあるのですけれども、西側に西日暮里駅、JR東日本の駅ですね、こちらが京浜東北線とか山手線ですとか、そういったものがございます。区域の道灌山通りというところの地下に東京メトロの千代田線が走っているというところ。あと、区域の東側に日暮里・舎人ライナーが走っている。こちらも西日暮里駅があるというところ。区域の北側につきましてはJRの貨物線がございます。四方をいろいろ鉄道施設ですとか都道ですとか、そういった大きな交通インフラに囲まれた区域でございます。

こういった区域ということで、荒川区のマスタープランにつきましては、広域拠点というところで位置づけられているということですとか、西日暮里駅前のまちづくり構想というものがございます。そこでは、西日暮里駅周辺地域につきましては「文化交流拠点」ということで位置づけられておりまして、具体的に申しますと、土地の高度利用により文化交流、商業・業務、住宅機能等の拠点的な都市機能を導入し、地域の新たな魅力と活力を創出することとということで位置づけられております。

9ページの 6.1 の事業の目的の一番下の部分でございます。「本地区においては」というところで事業の目的が書かれております。駅前拠点にふさわしい街区再編と交通結節点の強化ですとか、利便性の高い生活の場と住み続けられる環境の整備、にぎわいと文化の交流拠点の創出、周辺市街地との連携を高める回遊性の高い歩行者ネットワークの形成、地域のまちづくりに整合した多様な機能を有するオープンスペースの創出を図ることにより、文化交流拠点にふさわしい地域の個性を生かしたまちづくりや安全・安心で魅力ある駅前環境を形成することを目的とするとさせていただいております。

次に、市街地再開発事業の施設計画について説明させていただきます。こちらは16ページをご覧いただければと思います。16ページにつきましては施設の配置図でございます。こちらのピンク色の部分、商業・ホール棟というところで、こちらが11階建てのものでございますけれども、商業施設が6層、ホールがその上というようなところで、こちらは荒川区の区民ホールでございます。ホール席数につきましては、1,500席ということとさせていただいております。

その北側の部分、住宅・業務棟とございます。こちらが 47 階の建物になっておりまして、 最高高さが 180m というところでございます。

施設の周辺に延びております、網線で描かれている部分でございます。緑色の部分でございますけれども、歩行者デッキというものを整備しております。こちらは、配置図の東側の

部分、日暮里・舎人ライナーの駅があるのですけれども、そこから施設につながりまして、 南側、JR 東日本の西日暮里駅まで歩行者デッキとつなげるということで、施設につきまして は2階の部分につながるというもので、JR 東日本の駅に着いたときには、地上に一度おりて いただいて、それからまた改札を使っていただくというような形とさせていただいておりま す。

あと、建物の周辺には、広場1号、広場2号というものですとか、南側の部分でございますけれども、交通広場ということで、タクシーが停まれるような場所、タクシープールがございます。

あと、水色の部分でございますけれども、施設を取り囲むように区道を配しておりまして、 区道を通しまして施設のほうにアプローチするというような計画とさせていただいておりま す。

18ページをご覧いただきますと、パースを入れさせていただいているのですけれども、真ん中に見えますのが、ガラス張りの透明の部分になっておりますけれども、商業施設、その上の銀色の部分が荒川区民ホール、その後ろの部分が超高層の住宅となっておりまして、少し見えづらいかもしれないのですけれども、右のほうに高架の線路がありますけれども、こちらが日暮里・舎人ライナー。そこから少しのぞいておりますのが歩行者デッキ。こちらのパースの左下のほうに延びておりますのが、JR の駅につながります歩行者デッキとなっております。

少し前後してしまうのですけれども、15 ページに建築計画の概要がございます。敷地面積が 1 万 2, 000m^2 、建築面積につきましては約 9, 800m^2 。延床面積につきましては 16 万 2, 900m^2 。最高高さにつきましては 180m。階数につきましては、地上 47 階・地下 2 階。構造につきましては、棟によって変わってきますけれども、RC 造、S 造、SRC 造。駐車台数につきましては 552 台ということとさせていただいております。

では、事業の概要につきましては以上とさせていただきます。

○事業者 引き続きまして、事業の概略的なスケジュールと施工計画等について簡単に御説明させていただきます。

26 ページを見ていただきまして、施工計画となってございます。真ん中の表 6.3-1 に示しておりますが、現在の計画では、令和 4 年度から仮設・解体工事を開始いたしまして、令和 8 年度までの工事という予定としてございます。

供用につきましては、30ページの上に記載させていただいておりますけれども、令和8年

度中の供用開始というところを現在計画しているところでございます。

以上が事業の全体の計画でございまして、あと環境影響評価の項目の選定の部分だけ御説明させていただければと思います。

38ページに表 7.1-1「環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表」という形で項目の選定表を載せておりますので、ここだけ御説明させていただきます。

順に行きますと、大気汚染につきましては、事業の実施により大気質に影響を及ぼすおそれのある要因としましては、工事の施行中における建設機械の稼働、工事用車両の走行、工事の完了後におきましては、関連車両の走行、駐車場の供用に伴う排出ガスの発生ということを考えておりますので、これらの項目を選定しているところでございます。

続きまして、悪臭につきましては、工事の施行中におきまして悪臭を発生させるような工事は行わないというところ。それから、工事の完了後の用途としましては、先ほど申し上げましたとおり、共同住宅、店舗、ホール等というところでございまして、周辺の地域住民の日常生活に支障になるような悪臭を発生させるおそれはないと考えていること。廃棄物についても、しっかり保管して密閉する等の対策を実施するというところから、選定していないという形と考えております。

続きまして、騒音・振動でございますけれども、こちらにつきましては、騒音・振動が生活環境に影響を及ぼすおそれのある要因としまして、工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、工事の完了後における関連車両の走行といったものが考えられるということで、選定させていただいております。なお、工事の完了後における設備機器の稼働に伴う騒音・振動、低周波音につきましては、そういったものを発生する大規模な施設というのは、周辺に影響を及ぼさない屋内の機械室等に設置する計画であることから、予測は実施しないことというふうに考えております。駐車場の供用に伴う騒音・振動等につきましても、駐車場等は全て地下駐車場でございますので、予測は実施しないこととしております。

続きまして、水質汚濁でございますけれども、水質汚濁につきましては、工事の施行中におきまして発生する濁水等の排水につきましては適切に処理し、公共下水道へ放流するということ。それから、工事完了後の雨水等につきましても公共下水道へ排水するという形になりますので、評価項目としては選定していないという形でございます。

続きまして土壌汚染でございますが、土壌汚染につきましては、計画地内の既存施設は現在供用中ということで、土壌汚染の状況を確認することはできない状況ではございますけれども、過去に工場であった箇所もあるというところで、有害物質を使用していた可能性は否

定できないことから、項目として選定しているところでございます。

続きまして、地盤でございます。地盤につきましては、工事の施行中における施設の建設 に伴う掘削工事、それから工事の完了後における計画建築物の地下構造物の存在というもの がありますので、項目として選定してございます。

続きまして地形・地質でございますけれども、地形・地質につきましては、計画地内には 学術上、景観上配慮しなければならない特異な地形・地質はないというところ、それから、 計画地内はほとんど平らでございますので、崖地等も見られないといったところから、予測・ 評価項目としては選定してございません。

続きまして水循環でございますけれども、水循環につきましても、工事の施行中における 施設の建設に伴う掘削工事、工事の完了後における地下構造物の存在、土地の改変等がござ いますので、選定しているところでございます。

続きまして生物・生態系につきましては、計画地及びその周辺は、先ほど御説明させていただきましたとおり、主に現在、集合住宅や事務所建物、住商併用建物等が立地している市街地といったような形になってございまして、植生はほとんど見られないということ等から、選定していないところでございます。

続きまして日影でございますが、日影につきましては、工事の完了後における建築物等の 存在が影響要因として考えられますので、選定してございます。

続きまして、電波障害につきましても同様でございますが、工事の完了後における建築物 等の存在がありますので、選定しているところでございます。

風環境についても同様でございます。

景観につきましては、こちらも同様でございますが、工事の完了後における建築物の存在 がございますので、選定しているところでございます。

続きまして、史跡・文化財につきましては、計画地及びその周辺には、国、都及び区指定の指定文化財はないというところ、それから埋蔵文化財包蔵地は確認されていないところから、影響を及ぼすおそれはないと考えておりますが、工事の施行に際しましては、しっかりと協議してやっていくということで考えておりますので、予測・評価項目としては選定していないところでございます。

続きまして、自然との触れ合い活動の場につきましては、その周辺には、事業の実施により改変を受ける自然との触れ合い活動の場はないところから、評価項目としては選定していないという状況でございます。

続きまして廃棄物ですが、廃棄物につきましては、工事の施行中における既設建築物の解体及び施設の建設に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出、工事の完了後における施設の供用に伴う一般廃棄物及び産業廃棄物の発生が考えられますので、項目として選定してございます。

最後、温室効果ガスでございますが、温室効果ガスにつきましては、工事の完了後における施設の供用に伴う影響があると考えておりますので、項目として選定しているところでございます。

項目選定については以上でございます。

以上で説明を終了させていただきます。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問等ございますでしょうか。

- ○齋藤第一部会長 土壌汚染のところで、39ページ、御説明があったかもしれないのですけれども、選定理由のところで、かつて工場のあった箇所でもありというような話がございましたけれども、どのような種類の工場で、どんなものが出る可能性のあるところだったのか、御説明があったかもしれないのですけれども、聞き漏らしました。
- ○事業者 どういった工場であったかというところまで追跡できていないところではあるのでございますけれども、古い地図を見ますと工場であったというところがございまして、そういったところから、今後もしかしたらというところで考えているところでございます。
- ○齋藤第一部会長 わかりました。ありがとうございます。

あと、地下水は周辺で測られているようなところはあるのですか。地下水質ですけれども、 そういう情報もこの中に入っているのかしら。どこかにあるのであればまた見ておきますの で、結構です。済みません。

- ○事業者 どこにというのはお答えできないですけれども、地下水の水質は近傍では測っていなかったのではなかったかなと。
- ○齋藤第一部会長 わかりました。

あと、専門外のところで1つお尋ねしたいのですけれども、16ページのところに水色のと ころで区画道路と書いてありまして、矢印が引っ張ってあるというのは、こういうふうに車 を誘導する、要するに一方通行であるという理解でよろしいですか。

- ○事業者 おっしゃるとおり、一方通行という趣旨でございます。
- ○齋藤第一部会長 商業施設のほうは駐車場がそこのところにあるので、前面のところから

入っていく。この青色のところのほうには基本的には住宅の、要するに住んでいらっしゃる 方の車しか入っていかないようなつくりであるという理解でよろしいですか。

○事業者 商業・ホール棟の地下にですとか、住宅・業務棟の地下に駐車場があるのですけれども、こちらが商業・ホール関係の車も来ますので、地域の方、住まわれている方々、利用者を含めてこういったところに車が入ってくるというようなところと、あと交通広場というものが南側にあるのですけれども、こちらはタクシープールになっておりますので、タクシーの進入も出てくるというようなものでございます。

○齋藤第一部会長 わかりました。

あと、手前側の商業・ホール棟のところにある駐車場に入っていく車はどこから入っていくような感じになるのですか。手前側から入ってくる、それとも……。

- ○事業者 今、舎人ライナーの駅のほうに歩行者デッキということで斜線が入っておりますけれども、それより少し北側ですね、アトリウムというところがありますけれども、そこのちょうど東側の部分から進入していくような計画としております。
- ○齋藤第一部会長 わかりました。どうもありがとうございます。
- ○柳会長 ほかにいかがでしょうか。
- ○宗方委員 16ページの計画に関して、ちょっと素人的な質問ですけれども、人の動線。これを見ちゃうと、周りが鉄道で全部囲まれている非常にユニークな土地なのですけれども、この図面からいうと南側と東側からしか人が住宅等に出入りできないのか、それとも、西側は鉄道ですからだめですけれども、北のほうに対してこの住宅地から人の動線というのは確保されているのでしょうか。
- ○事業者 では、23ページをご覧いただければと思います。閉鎖された区域ではあるのですけれども、北側のあたりにオレンジ色で線があるのですけれども、そこが、ちょっと見づらくて大変恐縮ですけれども、JR 貨物のところに踏切がありまして、そこで北側の区域と行き来を現在でもしているというような状況もございます。四方につきましては、オレンジ色の部分が地上部の歩行者動線ということで、歩行者デッキ以外も、整備される区道を含めてアプローチが可能であるというような計画と、2階にデッキがありますので、そういったものも利用していろいろと歩行者動線が形成されているというような計画となっております。
- ○宗方委員 では、その動線、実際の人の歩行量に対しては十分なスペースは確保されているという理解でよろしいわけですね。
- ○事業者 はい、そのとおりでございます。

- ○宗方委員 ありがとうございます。
- ○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御発言がほかにないようですので、諮問についてはこれで終わりにいたします。 事業者の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、タブレットの 13 ページをお願いいたします。

先ほど諮問において説明いただきました環境影響評価書案1件、環境影響評価書1件、変 更届2件、着工届2件を受理してございます。

それでは、その他の受理報告につきまして、担当から説明させていただきます。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料5にございます、最初に2つ目、環境影響評価書、「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」につきまして御報告させていただきます。

タブレットを1枚進んでいただきまして、14ページをご覧いただきたいと思います。ことしの6月26日、第4回総会において、評価書案について知事に答申いたしました。その後、知事から事業者に審査意見書を通知しておりまして、令和元年10月17日に評価書を受理いたしたものでございます。環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連をこちらの資料でまとめてございます。

なお、詳細につきましては、お手元のオレンジ色の冊子を配付してございますけれども、 こちらの 425 ページをお開きいただきますと、評価書案の修正の経過及びその内容というこ とで、審査意見書に関します対応も含めて、評価書案との変わったところにつきまして詳細 な記述をしているところでございます。

それでは、先ほどのタブレットの 14 ページにお戻りいただきまして、こちらのほうで報告 させていただきたいと存じます。

まず、大気汚染についてですけれども、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、 二酸化窒素の最大濃度地点では環境基準を上回り、本事業による寄与率が高く、また到達範 囲も広いことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の一層の低減に努める とともに、事後調査において詳細に検証し、報告することという意見をつけたことに対しま して、評価書では、環境保全措置の内容を作業員に周知徹底するよう施工者を指導すること、 事後調査に当たっては環境保全措置の実施内容を把握し、報告書に記載することなどを環境保全のための措置に追記いたしております。本編の 116 ページ~117 ページに記載しております。

続きまして、騒音・振動。こちらは2つございます。

1 つ目ですけれども、各街区における建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高いことから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査に当たっては、周辺への影響を適切に把握することという意見をつけました。これに対しまして、評価書では、建設機械稼働台数の低減・平準化に努めること、事後調査に当たっては街区毎の建設機械の稼働最盛期や配置状況を把握し適切に実施することを環境保全のための措置に追記したということで、本編の174ページに記載しております。

騒音・振動の2つ目、関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、夜間において一部の地点で環境基準を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の影響を低減するよう努めること。この意見に対しまして、評価書では、管理用車両の効率的な運用、誘導員の適切な配置等の対策を確実に実施し、騒音の影響の低減に努めることを環境保全のための措置に追記いたしました。本編174ページでございます。

続きまして、風環境でございます。本事業では新駅と一体的に広場や歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、広場やデッキ等における環境保全措置を確実に実行するとともに、事後調査においても調査地点を適切に選定し、必要に応じて対策を講じること。この意見に対しまして、評価書では、広場やデッキ等における環境保全措置を確実に実施するとともに、事後調査においても適切な地点を選定することを環境保全のための措置に追記いたしました。本編320ページでございます。

続きまして、廃棄物でございます。計画建物の建設に伴う建設廃棄物等及び事業活動に伴う事業系廃棄物について、建物用途別に排出量、再資源化量等を予測しているが、本事業は、複数の街区が存在しかつ各街区の規模が大きいことから、街区別に排出量、再資源化量等を予測・評価すること。この意見に対しまして、評価書では、建設廃棄物及び事業系廃棄物の排出量、再資源化量について、街区別に予測・評価しました。本編の388ページ~390ページ、394ページ~397ページでございます。

最後、温室効果ガスでございます。2つございます。

最初は、本事業は、C40(世界大都市気候先導グループ)が推進する「クライメット・ポジ ティブ開発プログラム」に日本で初めて参加が認められた事業であることから、環境保全の ための措置を積極的に導入するとともに、本事業が低炭素都市の実現に向けた先導的な事例となるよう努めること。この意見に対しまして、評価書では、自営電力使用、再生可能エネルギー利用等の対策を積極的に導入し、低炭素都市の先導的な事例となるよう努めることを環境保全のための措置に追記いたしました。本編 422 ページでございます。

温室効果ガスの2つ目、環境保全のための措置に挙げられている自営電力使用、再生可能 エネルギー利用設備等の様々な対策について、導入の結果と具体的な効果を、事後調査にお いて詳細に報告すること。この意見に対しまして、評価書では、自営電力使用、再生可能エ ネルギー利用等の対策の導入結果と効果を事後調査において報告することを環境保全のため の措置に追記しました。本編422ページでございます。

続きまして、タブレットの16ページにお進みいただきたいと思います。こちらが10月受理報告に係る助言事項一覧となってございます。先月、1件の助言事項がございました。事業者から回答がありましたので、報告いたします。

事後調査報告書、事業名「八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業」(工事の施行中その 2)でございます。大気汚染につきまして助言事項をいただいておりまして、助言事項としましては、調査期間中におけるバックグラウンド濃度について、予測手法と同様の手法で求めた結果が表 1-5 に記載されていますが、考察でその結果が触れられていません。二酸化窒素濃度が予測値を下回っていること、浮遊粒子状物質が予測値程度であったということですが、バックグラウンド濃度についても同様の傾向が見られておりますので、幾つか理由を考察していただいている中に含めて記載しておくとよいという助言をいただきました。

これに関しまして事業者の回答が、次回以降の事後調査報告書において、バックグラウンド濃度についての考察も記載いたしますというものでございます。

タブレットの17ページにお進みいただきたいと思います。続いて、11月受理報告に係る助言事項一覧でございます。以下のとおり、変更届、事業名「白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業」について2件、事業名「東武伊勢崎線(竹ノ塚駅付近)連続立体交差事業」について3件、合わせて5件の助言事項をいただきましたので、御報告いたします。

報告は以上となります。

○柳会長 わかりました。

それでは、今月の受理報告に係る助言事項について、提案された委員の方から説明をお願いいたします。

○高橋委員 高橋です。

まず、一番上の白金一丁目の騒音・振動に関して、助言というほどのことではないですが、 コメントをつけさせていただいています。工事中の騒音・振動のレベル自体はそんなに変わ らないので、アセスメントとしては問題ないとは思うのですが、工期が長くなることによっ て、地域住民に影響を及ぼす期間が長くなるということですから、当初想定していた以上に 地域環境への配慮を心がけていただきたいというお願いです。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは続いて、手続のところで、池本委員、どうぞ。

○宮田アセスメント担当課長 池本委員は本日欠席されておりますので、コメントを頂戴していますので御報告させていただきます。

池本委員から変更届の手続について今回御助言をいただいておりますけれども、コメントを預かってございます。特に事後調査において予測・評価結果と比較することから、変更届のタイミングは手続上問題ないかもしれませんが、それらと整合するよう努めていかれるのがよいというコメントをいただいてございます。この池本委員の考え方を受けまして、白金一丁目の手続に関して、それから、東武伊勢崎線につきましては、2つ目が手続の関係で助言をいただいてございます。一番下の、東武伊勢崎線の廃棄物につきましては、発生量の見直しを行っていただいていますが、評価書では再資源化率もセットで検討していると思われますので、あわせて記載したほうがよいという助言をいただいてございます。

以上でございます。

- ○柳会長 それでは、続いて、東武伊勢崎線の連続立体交差事業の助言事項で、騒音・振動 のところを高橋委員から説明をお願いいたします。
- ○高橋委員 先ほどの白金のほうは騒音・振動レベルが少し大きくなるということでした。 すみません、ちょっと勘違いしていました。

東武伊勢崎線のほうですが、こちらのほうは騒音・振動のレベル自体は大きな変化がないということだったのですが、先ほどと同じく、工期が延長するということで、地域住民へ影響を及ぼす期間が長くなるということなので、これも先ほどと同じなのですが、地域環境への配慮を今までと同じ、それ以上に心がけていただきたいというお願いになります。

以上です。

- ○柳会長 それでは、廃棄物に2件ありますけれども、池本委員が欠席ですので、何か預かっていますか。先ほどちょっと説明されましたけれども。
- ○宮田アセスメント担当課長 特にこちらの記述以上のコメントは預かってございません。

○柳会長 わかりました。

それでは、ただいま説明がありました内容について、審議会からの助言事項とすることで よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、事業者に助言事項をお伝えください。

受理関係についてはこれで終わりにします。

そのほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わります。皆様、どうもあり がとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後4時48分閉会)